意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制	携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット
度・規制等	規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。
によってI	
CT利活用	また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、
が阻害され	各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認め
ている事	ず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタ
例・状況	リングの実質完全義務化を推し進めようとしている。
3. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠	東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
4. I C T 利	青少年ネット規制法を廃止する。
活用を阻害	廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当
する制度・	な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サ
規制等の見	ービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。
直しの方向	東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対
性について	し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に
の提案	基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。